

大牟田市立学校適正規模・ 適正配置検討委員会からの答申 及び教育委員会の方針について

令和8年1月
大牟田市教育委員会

検討委員会からの答申について

市立学校の再編整備に取り組む本市では、小学校の再編整備について、次期計画で改めて策定することとしている。

このため、「大牟田市立学校適正規模・適正配置計画第2期実施計画」(以下「第2期実施計画」という。)における進捗整理及び今後的小学校の再編整備のあり方について、令和7年7月30日に、「大牟田市立学校適正規模・適正配置検討委員会」(以下「検討委員会」という。)に諮問を行った。

検討委員会では4回の会議が開催され、諮問事項等について、様々な観点から慎重に審議が行われ、12月18日に教育委員会へ答申がなされた。

教育委員会としては、検討委員会の答申内容を尊重し、引き続き、学校教育の充実と活性化を図るため、保護者や地域の理解を得ながら、丁寧に学校再編を進めていきたいと考える。

答申内容及び教育委員会の方針

【答申内容】

答申書を参照(7ページ～9ページ)

【教育委員会の方針】

1 第2期実施計画に係る進歩整理

(1)白川小学校と平原小学校の再編

大牟田市立学校適正規模・適正配置計画における先行しての再編は見送り、今後検討する全市的な小学校の再編整備計画の中で改めて検討することとする。

(2)小規模特認校制度

- ・今後は、新たに小規模特認校制度は導入しない。
- ・上内小学校と玉川小学校について
 - ①小規模化の進行により令和8年度以降、小規模特認校制度を継続しても複式学級編制が見込まれるため、今後は、再編に向けて保護者や地域と協議を始めていく。
 - ②再編に向けて、保護者や地域の理解が得られた場合は、全市的な小学校の再編整備に先行して早急に再編に取り組む。その場合、現在小規模特認校制度により通学している児童の通学先については、当該児童及び保護者の意見を十分聞き取り、柔軟に対応する。

答申内容及び教育委員会の方針

2 今後の小学校の再編整備のあり方

子どもの出生数の加速度的な減少や年少人口の減少に伴い、市内全域で小学校のさらなる小規模化の進行が見込まれる。このため、今後は、全市的な小学校の再編整備計画の策定に取り組むこととする。

(1)新たな小学校の再編整備計画の策定期限及び計画期間

【策定期限】

令和8年度中に行政内部において課題整理を行った上で、令和9年度に検討委員会を設置し、新たな小学校の再編整備計画について検討を行う。

【計画期間】

計画期間は10年間とし、計画期間5年目をめどに中間見直しを行う。

(2)大牟田市における小学校の適正規模・適正配置のあり方、考え方

【適正規模】

第2期実施計画の考え方を踏襲し、12～18学級(1学年2～3学級)とする。

【適正配置】

適正配置の目安となる通学距離については、徒歩通学を原則として概ね3km以内とする。ただし、学校再編に伴い、概ね3kmを超える場合は、スクールバスの導入を検討することとし、スクールバスでの通学時間は、概ね1時間以内とする。

答申内容及び教育委員会の方針

(3)学校の急速な小規模化の進行に合わせた迅速な再編が必要となる場合の再編の手法

学校の急速な小規模化の進行により、複式学級編制が見込まれる場合は、これまで取り組んできた再編対象校を閉校し新設校を開校するという手法にとどまらず、1つの学校を存続し、他の再編対象校は閉校する統廃合の手法も検討する。

(4)再編を行った学校が再び再編の対象となる場合の再編の手法

再編を行った学校が再び再編の対象となる場合についても、統廃合の手法を検討する。

3 小川町の通学区域の見直し

天領小学校及び宅峰中学校の通学区域である小川町については、大正小学校及び松原中学校の適正規模及び通学路の安全確保の観点から、令和9年度に大正小学校及び松原中学校の通学区域への見直しを行うこととしていた。しかしながら、第2期実施計画策定時には予測し得なかった急激な少子化の進行により、通学区域を先行して見直しても、両校の適正規模が維持できないことが、児童・生徒数の推計から明らかになった。

このため、令和9年度における大正小学校及び松原中学校への通学区域の見直しは見送り、今後検討する全市的な小学校の再編整備計画の中で改めて検討することとする。

今後の予定

- | | |
|-----------|-----------------------------------|
| 令和 8年1月8日 | 市民教育厚生委員会へ答申内容及び教育委員会方針の報告 |
| 令和 8年1月以降 | 対象校区の保護者、地域へ答申内容及び教育委員会方針の説明 |
| 令和 8年度 | 庁内で全市的な小学校再編に伴う諸課題の整理 |
| 令和 9年度 | 全市的な小学校の再編整備計画策定について、検討委員会を設置し、諮問 |
| 令和10年度以降 | 小学校の再編整備計画策定及び再編整備 |



令和7年12月18日

大牟田市教育委員会 殿

大牟田市立学校適正規模・適正配置検討委員会
委員長 林 康 司



大牟田市立学校適正規模・適正配置計画第2期実施計画に係る 進捗整理及び今後の小学校の再編整備のあり方について（答申）

令和7年7月30日付教総第236号により質問を受けたことについて、下記のとおり
答申します。

記

大牟田市では、児童・生徒の学校教育環境の整備を図るために、小規模化した学校の再編整備を推進されており、現在は令和元年11月に策定された「大牟田市立学校適正規模・適正配置計画第2期実施計画（令和3～9年度）」（以下「第2期実施計画」という。）に基づき、中学校の再編に取り組まれています。

大牟田市教育委員会は、令和7年7月30日、大牟田市立学校適正規模・適正配置検討委員会（以下「委員会」という。）に対し、第2期実施計画に係る進捗整理をするとともに、今後の小学校の再編整備のあり方について、質問を行いました。

当委員会では、これまで4回の委員会を開催し、第2期実施計画に係る進捗整理（白川小学校と平原小学校の再編、小規模特認校制度）及び今後の小学校の再編整備のあり方について、様々な観点から慎重に審議を行ってまいりました。

その結果、以下のとおり審議のまとめとしました。

1 第2期実施計画に係る進捗整理

（1）白川小学校と平原小学校の再編

白川小学校と平原小学校の再編については、平原小学校における児童数及び学級数が一定規模で維持されていることから、大牟田市立学校適正規模・適正配置計画における先行しての再編は見送り、今後検討される全市的な小学校の再編整備計画の中で改めて検討することが妥当であると判断しました。

（2）小規模特認校制度

複式学級編制は、子どもたちや教員にとって負担が大きく、学校規模による教育環境の格差が大きく生じないようにするためにも、今後複式学級編制が見込まれる前に、

全市的な小学校の再編計画を整備し、早急に学校再編整備を進める必要があると判断しました。

それに伴い、今後は小学校の再編整備を進めていくことから、大牟田市においては、新たに小規模特認校制度は導入しないと判断しました。

あわせて、上内小学校と玉川小学校については、小規模化の進行により、令和8年度以降、小規模特認校制度を継続しても複式学級編制が見込まれることから、今後は、再編に向けて保護者や地域と協議を始める必要があると判断しました。

なお、再編に向けて保護者や地域の理解が得られた場合には、複式学級編制を回避し、子どもたちの教育機会の均等を図るため、全市的な小学校の再編整備に先行して、早急に再編に取り組まれるよう要望します。また、その場合、現在小規模特認校制度により上内小学校と玉川小学校に通学している児童の通学先については、当該児童及び保護者の意見を十分聞き取り、柔軟に対応していただくよう要望します。

2 今後の小学校の再編整備のあり方について

子どもの出生数の加速度的な減少や年少人口の減少に伴い、市内全域で小学校のさらなる小規模化の進行が見込まれています。このため、今後は、これまでの隣接する2校ないし3校間の再編にとどまらず、全市的な小学校の再編について検討し、新たな再編整備計画を策定する必要があると判断しました。

市内全域を対象とする新たな小学校の再編整備を進めるに当たって、以下の4点について、審議を行いました。

(1) 新たな小学校の再編整備計画の策定期限及び計画期間

新たな小学校の再編整備計画の計画期間については、現計画である第2期実施計画の計画期間終了後の令和10年度以降から10年間とし、計画期間5年目をめどに中間見直しを行うと整理しました。

そのため、令和8年度中に、市の財政計画や地域における学校の役割、地域コミュニティのあり方など、様々な観点からの行政内部の課題整理を行った上で、令和9年度に検討委員会を設置し、新たな小学校の再編整備計画について検討を行うと整理しました。

(2) 適正規模・適正配置のあり方、考え方

大牟田市における小学校の適正な学校規模については、子どもの教育環境上、及び学校運営上、一定規模が必要と考えるため、第2期実施計画の考え方を踏襲し、12～18学級（1学年2～3学級）とすると整理しました。

また、適正配置の目安となる通学距離については、徒歩通学を原則として概ね3km以内とする。ただし、学校再編に伴い通学距離が概ね3kmを超える場合は、登下校の安全確保及び負担軽減の観点からスクールバスの導入を検討することとし、スクールバスでの通学時間は概ね1時間以内とすると整理しました。

(3) 学校の急速な小規模化の進行に合わせた迅速な再編が必要となる場合の再編の手法

急速な学校の小規模化に対応し、子どもたちの教育環境を整えるためには、全市的小学校の再編を迅速に行う必要がありますが、これまでの対等合併の手法により相当の期間をかけて学校再編に取り組むのでは、再編計画の遅滞が生じるおそれがあります。

今後は、学校の急激な小規模化の進行による状況の変化に迅速に対応するため、子どもたちの教育環境を至急整えることを第一に考えて、1つの学校が存続し、他の再編対象校は閉校する吸収合併、いわゆる統廃合の手法をとる必要があると整理しました。

(4) 再編を行った学校が再び再編の対象となる場合の再編の手法

再編を行った学校が再び再編の対象となる場合についても、(3)「学校の急速な小規模化の進行に合わせた迅速な再編が必要となる場合の再編の手法」と同様に、1つの学校が存続し、他の再編対象校は閉校する吸収合併、いわゆる統廃合の手法を検討すると整理しました。

なお、(3)及び(4)により、統廃合の手法をとる場合であっても、存続する学校に閉校する学校が吸収合併されるという構図ではなく、存続する学校と閉校する学校とが一つになり新たな学校を創っていくという思いで、児童、教職員、保護者、地域の理解を得ながら丁寧に取り組まれるよう要望します。

付帯意見

当委員会は、上記のとおり、第2期実施計画に係る進捗整理及び今後の小学校の再編整備のあり方について答申を行うものですが、全市的小学校の再編計画策定に当たっては、諮問事項の枠を超えた以下の関連事項について、再検討することが必要であると判断しました。

1 小川町の通学区域の見直し

小川町については、松原中学校を再編せずに継続することとなったため、大正小学校及び松原中学校の適正規模及び通学路の安全確保の観点から、令和9年度に通学区域の見直しを行うこととされています。

しかし、第2期実施計画策定時には予測し得なかった急激な少子化の進行により、通学区域を先行して見直しても、大正小学校及び松原中学校の適正規模が維持できないことが、児童・生徒数の推計から明らかになりました。

そのため、小川町の通学区域を先行して見直す必要性が低くなっていると考えられることから、今後検討する全市的小学校の再編整備計画の中で改めて検討することが妥当であると判断しました。

大牟田市教育委員会におかれましては、本答申の内容を踏まえ、全市的小学校の再編に向けて課題整理を行うとともに、市の財政計画、地域コミュニティのあり方など、全局的に検討し、未来を見据えた子どもたちのより良い教育環境づくりの実現に向けて、迅速に取組みを進められることを期待します。